主

原決定を取り消す。 本件を水戸家庭裁判所に差し戻す。

理由

抗告人が抗告の理由として主張するところは、次のとおりである。

(一) 原裁判所が遺言書の内容について調査し、これを無効と判断して抗告人の申立を却下したのは、当事者の申し立てない事項を審判したものであり、家庭裁判所の審判の性質を誤解し、その権限を逸脱した違法の審判である。 (二) 仮に然らずとするも、本件遺言は有効である。(イ) 遺言書第三項に

(二) 仮に然らずとするも、本件遺言は有効である。(イ)遺言書第三項に「書換ナリシテ」とあるのを原審は「書換ナクシテ」と誤読して遺言書の解釈をあやまつた。遺言書第三項と第四項とを合わせ考えれば、遺言書を書き換えない間遺言者Aが死亡するときは、遺言に変更がないと解釈すべきである。(ロ)遺言者が一旦Bに預けた印顆を取り戻したのは遺言を取り消すためではなく、用のある時に印顆を遠路とりに行くのが不便だからであつた。(ハ)遺言書の保管者Bが遺言者よりも早く死亡したことによつて、遺言が無効になる理由がない。(二)仮に遺者よりも早く死亡したことによつて、遺言が無効になる理由がない。(二)仮に遺言書の事換が行われなかった本件において同第指定ス」とあることから見ても、遺言書の書換が行われなかった本件において同第四項が無効である理由がない。

右抗告の理由に対する当裁判所の判断は、次のとおりである。

(要旨第一)一体、遺言執行者の選任審判事件において、執行を求める遺言が、遺言の方式に違反した遺言であるとか、〈/要旨第一〉後の遺言によつて取り消されまってあるとか、その無効なことが一見明らかである場合には、結局執行すべきであるとが「中心である場合には、結局執行するとのであるとから家庭裁判所が遺言の無効なころであるけれるよ〈/要自第二〉立を却下することは妨げないところであるけれ場で表現任の申〈要旨第二〉立を却下することは妨げないところであるけれ場で表現任の神子とは、家庭裁判所の遺言執行者選任の審判手続において遺言の効力につな場には、家庭裁判所の遺言執行者を確定とは相当でない。けだしこのでなる場合で表現任の許否な決することは相当でないでないば、了解がゆくであるう。より消されないで存在し、しかもその形式上一応有効と認めらよる場合には、家庭裁判所はよろしく遺言執行者を選任し、遺言の効力に対しるのがより消されないで存在し、遺言執行者を選任し、遺言の効力に対しるのがより消されないで存在し、遺言執行者を選任し、遺言の効力に対しるのがより消される。

しかして遺言執行者の選任にあたつては、家事審判規則第百二十五条に従い原裁 判所をして更に審理をつくさしめるのが相当であるから、本件はこれを原裁判所に 差し戻すべきものである。

よつて主文のとおり決定する。

(裁判長判事 大江保直 判事 梅原松次郎 判事 猪俣幸一)